

## 「はちおうじ健康応援店」事業実施要綱

### （目的）

第1条 市民の健康づくりや生活習慣病予防の観点から、飲食店が健康に配慮できるよう支援し、市民が外食・中食の利用時に健康に関する情報及び健康に配慮したサービスを受けられるよう食環境を整備することで、市民の健康づくりに資することを目的とする。

### （実施機関）

第2条 本事業の実施機関は八王子市保健所とする。

### （事業名）

第3条 本事業名は、市民にとって身近で気軽に利用できる事業であること、市民の健康に寄与する事業であることから「はちおうじ健康応援店」とする。

### （事業内容）

第4条 本事業は、第1条の目的を達成するために、継続して健康に配慮できる飲食店等を募集及び登録する。

2 飲食店等は以下に掲げる分類の各項目より1つ以上を取り組むものとする。

#### （1）野菜摂取に関する取組

##### ア ベジファーストの推奨

きのこ、海藻を含む野菜料理の先出し、野菜料理から先に食べるよう声掛けを行う。

##### イ 野菜たっぷりヘルシーメニューの提供

1食につき野菜を120g程度使用したメニューまたは1品料理で野菜を70g程度使用した副菜の提供。

##### ウ 八王子産野菜の使用

地元野菜を使用している料理の提供。

#### （2）減塩に関する取組

##### ア 薄味サービス

利用者の要望により、各飲食店における標準的な味付け薄味にして提供するサービス。

##### イ 減塩に関する備品の設置

減塩しょうゆ、滴下型しょうゆボトル、穴あきレンゲ等の塩分対策用ツールの設置。

#### （3）食事量の調整

##### ア 主食の少なめサービス

利用者の希望により、主食の量を少なめにして提供または、通常の半量以下サイズの主食メニューの設置及び提供するサービス。

##### イ おかずの少なめサービス

利用者の希望により、主菜、副菜の量を少なめにして提供または、通常の半量以下サイズの主菜及び副菜メニューの設置及び提供するサービス。

(4) その他

ア 健康情報の発信

実施機関の作成した健康に関する情報提供媒体の設置。

3 八王子市ホームページ等を通じて市民への情報提供を行う。

(登録対象)

第5条 「はちおうじ健康応援店」としての登録対象は、市内の飲食店及び外食、中食等事業者とする。(以下事業者とする。)

(登録承認基準)

第6条 「はちおうじ健康応援店」は、事業の信頼性、安全面確保のため、次に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 事業者が八王子市の営業許可を受けているもの。
- (2) 八王子市の食育の推進及び本事業に対する正しい理解があるもの。
- (3) 市民に向けた情報提供における媒体の設置環境が適切であるもの。
- (4) その他承認が不適當ではないと認めるもの。

(活動期間)

第7条 登録された事業者は原則として、年間をとおして取り組みを行う。

(募集期間)

第8条 年間をとおして募集を行うこととする。

2 各月10日までの申請により原則翌月1日からの実施とする。

(申請及び審査)

第9条 登録を受けようとする事業者は、申請書(様式1)に記載し、実施機関へ提出するものとする。

2 審査にあたっては、実施機関は申請書の記載内容を確認し、現地調査を行い、申込書及び第6条の基準を確認するものとする。

(登録および登録書の交付)

第10条 審査を受けた事業者は、実施機関の登録承認書(様式2)の交付をもって登録とする。

2 実施期間は登録の承認を受けた事業者に対して、ステッカー(登録証)、登録内容に付随する情報提供媒体等を提供する。

3 登録の承認を受けた事業者は、希望によりはちおうじ食育ネットホームページに掲載することができる。

(登録内容変更届)

第11条 事業者は登録内容に変更がある場合、速やかに実施機関へ登録変更届(様式3)を提出

しなければならない。

(登録取消届)

第12条 事業者は登録後、店舗の廃業、その他やむを得ない事情により、登録を取り下げた場合は、実施期間へ登録取消届(様式4)を提出しなければならない。

2 実施機関は、登録取消届を受理した場合、登録を取り消す。

3 実施機関は、登録期間中、登録内容の実施状況の調査を行い、不適當な実施状況の場合の事業者にあつては、指導及び助言を行い、是正されない場合は登録を取り消すことができるものとする。

(助言等)

第13条 実施機関は、事業者に対して健康に関する情報及び健康に配慮したサービスの提供に関する助言を行う。

(苦情等)

第14条 苦情等を受け付けた場合、実施機関は苦情のあつた事業者を訪問し、助言する。

2 第4条第2項(1)ア及びウ、(2)イ(3)(4)に関する苦情等においては、現状の聞き取りを行い助言する。

3 第4条第2項(1)イに関する苦情等においては実際に提供している野菜量の聞き取りを行い、必要に応じて野菜量の重量を測定し、助言する。

4 第4条第2項(2)アに関する苦情においては各飲食店における標準的な味付けと薄味の塩分濃度を測定し、助言する。

(その他)

第15条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則(平成31年(2019年)4月8日決定)

この要綱は平成31年(2019年)4月8日から施行する。